

条例等立案表

<p>題名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会教職員課</p>
<p>担当者名 黒田洋司</p>	<p>電話番号 三一二八</p>
<p>制定理由 教育職員検定の実施状況等に鑑み、身体に関する証明書に係る項目を改める等の必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 身体に関する証明書に係る項目を改めることとした。 二 その他所要の整理を行うこととした。 三 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>備考</p>
<p>関係法規</p>	<p>備考</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	<p>備考</p>

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 西 池 氏 裕

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「実務に関する証明書（様式第八号）」を「省令第七十三条の二に規定する証明書（以下「実務に関する証明書」という。）」に改める。

第十四条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

様式第八号を次のように改める。

様式第八号 三三

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に申請がなされているこの規則による免許状の授与又は交付に係る申請については、なお従前の例による。

改正案

現行

第五条（略）
 一〜六（略）
 七 教員としての実務経験を有する者にあっては、省令第七十三条の二に規定する証明書（以下「実務に関する証明書」という。）

第五条（略）
 一〜六（略）
 七 教員としての実務経験を有する者にあっては、実務に関する証明書（様式第八号）

八・九（略）
 2・3（略）

八・九（略）
 2・3（略）

第十四条の二（略）
 2 省令別記第三の三号様式備考第二号の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

第十四条の二（略）
 2 省令別記第三の三号様式備考第二号の規定に基づき定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 身長（削除）
- 二 体重
- 三 視力
- 四 聴力（削除）
- 五 疾病その他の異常

- 一 身長
- 二 胸囲
- 三 体重
- 四 視力
- 五 色覚
- 六 聴力
- 七 疾病その他の異常

様式第一号 〽 様式第七号 略

様式第一号 〽 様式第七号 略

様式第八号 削除

様式第八号（五条関係）

様式第八号関係（五条関係）

実務に関する証明書

職務名
氏名

年月日

在職期間	在職年数	職名	職名	職名	職名
年月日 年月日	年月				
計					

上記のとおり教育職員として良好な成績で勤務したことを証明します。
 年 月 日

印
 文書証明責任者

備考 「職務」欄は、任教、専攻科目その他の職務内容及びその「印」を捺印するものとす。

1 免許状を授与するための教育職員検定が必要な場合について

教育職員免許状は、大学卒業者に普通免許状を授与する場合が一般的であるが、次の場合は、都道府県教育委員会が教育職員検定を行い、その合否により判断することとされている。

- ・ 臨時免許状を申請する場合
- ・ 在職年数と単位修得により、普通免許状を申請する場合 等

2 身体に関する証明書について

(1) 身体に関する証明書

教育職員免許状の授与に係る教育職員検定において、受検者の健康状態を審査するための資料として、授与申請時に提出。

(2) 証明書の記載項目

都道府県の教育委員会規則で定めることとされており、現在は次の項目としている。

- 一 身長
- 二 胸囲
- 三 体重
- 四 視力
- 五 色覚
- 六 聴力
- 七 疾病その他の異常

3 規則改正の背景

- ・ 学校保健安全法が改正され、「胸囲」および「色覚」については、学校の職員等の健康診断における必須検査項目から除外されている。
- ・ 上記2項目は、本規則のもとになっている「教育職員免許状に関する規則(昭和三十八年全部改正)」以前から引き継がれているが、当時と比べると、時代背景も変わってきており、必要性が薄れている。

4 改正点

- (1) 学校保健安全法にもとづく学校の職員の健康診断における検査の項目等に鑑み、「身体に関する証明書」の検査項目から「胸囲」および「色覚」を削除する。
- (2) 教育職員免許法施行規則に「実務に関する証明書」の様式が追加されたことに伴い、県規則で定める必要がなくなったため削除する。

5 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。